

警告：WIPO 国際事務局以外の者からの手数料請求書について

PCT 出願人及び代理人の方々から、WIPO 国際事務局以外の者から PCT 国際出願の事務手続とは関係のない手数料の支払いを求める通知を受領した旨の通報が国際事務局に寄せられています。当該通知において提供されている登録サービスは、WIPO 又は WIPO による公式出版物とは全く無関係のものです。

当該通知では、国際公開番号（例：WO 02 #####）、公開日、発明の名称、国際出願番号、優先権情報及び IPC によって PCT 出願を特定していることが多くなっています。

手数料請求書の例については英文のページをご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

当該通知では、ユーロ又は米ドルで、ドイツ又はスイスの住所にチェック及び／又は送金にて支払いを求めるケースが典型的です。

全ての PCT 出願は、WIPO 国際事務局によってのみ優先日から 18 ヶ月後速やかに公開され（PCT 第 21 条(2)(a)）、国際公開に際して別途の手数料は必要ありません。また、国際公開による法的な効果は PCT 第 29 条に規定されているとおりです。

このような通知に関して疑わしい場合は、

国際事務局（電話番号：+41 22 338 83 38, ファクシミリ番号：+41 22 338 8339）
又は、高橋（PCT International Cooperation Division：電話番号：+41 22 338 9916,
ファクシミリ番号：+41 22 338 71 50, e-mail：nobuhiro.takahashi@wipo.int）までお
問合せください。